

砥部町農業委員会総会
令和 5 年 10 月議事録

令和 5 年 10 月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 5 年 10 月農業委員会総会
2 開始日時	令和 5 年 10 月 5 日（木）13 時 30 分～14 時 10 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 河瀬利文、佐野淳子、渡部智磨子、坂本勝美、竹内 勝 福田康彦、門田幸一、相原雄一、笹山準一、松尾利勝 三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	正岡英司、松村 要、久保 徹
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 森岡 誠（事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和5年10月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第40号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について 2件

日程第3 議案第41号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 3件

日程第4 議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について 1件

日程第5 議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 1件

日程第6 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用
集積計画について 2件

・閉会

令和5年10月砥部町農業委員会総会

令和5年10月5日（木） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から10月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第4条により、正岡委員、松村委員、久保委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は15名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、10月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、7番、竹内勝さん、8番、福田康彦さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第40号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について、2件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。 市街化区域内の資材置場への転用で、賃貸借権設定の案件です。 貸人は、〇〇番地〇〇さん、借人は、〇〇番〇、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、田、面積56㎡、外2筆、計401㎡です。 1年自動契約更新を予定しており、周辺に農地はなく、資材置場として利用することで周辺への支障はないものと思われます。 続きまして、議案書はそのまま1頁をご覧ください。地図は2頁をご覧ください。 市街化区域内の賃貸共同住宅への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は、〇〇番〇、〇〇さん、受人は、〇〇番〇、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積649㎡です。 排水は北側町道敷排水マンホールへ放流し、給水は砥部町上水道を利用しま

	す。周辺に農地はなく、賃貸共同住宅として利用することで周辺への支障はないものと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第5条第1項第6号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第3 議案第41号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、3件を議題とします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の2頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。 1件目、渡人は、〇〇番地〇〇さんです。受人は、〇〇番地〇〇さんです。申請地は、〇〇番、地目、畑、面積287㎡です。 申請の経緯について、申請地は受人の自宅に隣接しており、農地を拡大し、耕作するのに便利なため、今回の農地を取得しようとするものです。 作付予定作物は季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械はトラクターを所有しております。 営農日数は160日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局以上の説明はありません。妥当な案件だと思います。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま2頁をご覧ください。地図は3頁をご覧ください。 2件目、渡人は、〇〇番地〇〇さんです。受人は、〇〇番地〇〇さんです。

	申請地は、〇〇番、地目、畑、面積 1,163 m²外 2 筆、計 5,352 m²です。 申請の経緯について、受人が農地拡大のため、渡人の土地を購入するものです。 作付予定作物は柑橘類で、受人の営農家族構成は、本人と妻が行います。農作業機械はトラクターなどを所有しております。 営農日数は本人 250 日、妻 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局以上の説明はありますが、荒廃農地で譲受人の〇〇さんに柑橘を作ってもらおうそうです。荒れた農地が多いので、これらの利用を期待しています。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま 2 頁をご覧ください。地図は 4 頁をご覧ください。 3 件目、渡人は、〇〇番地〇〇さん、〇〇番地〇〇さんです。受人は、〇〇番地〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積 110 m²外 1 筆、計 186 m²です。 申請の経緯について、渡人の〇〇さんは高齢により、〇〇さんは町外在住により農地の維持管理に苦労していたところ、申請地が受人の自宅周辺に位置しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。 作付予定作物は、ゴーヤ、しそ、じゃがいもで、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械は耕運機を所有しております。 営農日数は、180 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、〇〇委員さんから内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、〇〇書士より詳しく聞いているので、間違いありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
河瀬利文委員	この土地は、共有名義ですか。
事 務 局	それぞれの所有になっています。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第4 議案第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は3頁をご覧ください。地図は5頁をご覧ください。 申請人は、〇〇番地〇〇さんです。申請地は、〇〇番〇、地目、畑、面積30㎡です。 申請の経緯について、今回の申請地は、申請人の農地を分筆した場所で、隣接する農地への進入を容易にするため、道路用地への転用を考えたものです。 農地との隣接部分には適切な構造物を設置し、影響を与えないようにします。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員さんは、欠席ですので、私が説明します。事務局の説明のとおりですので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	日程第5 議案第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は4頁をご覧ください。地図はそのまま5頁をご覧ください。 店舗敷地への転用案件です。 渡人は、〇〇番地〇〇さんです。受人は、〇〇番〇、〇〇さんです。 申請地は、〇〇番、地目、畑、面積954㎡です。 申請の経緯について、受人は、キッチンカーを使って移動カフェを営業しながら、店舗となる土地を探してしていたところ、本申請地の紹介があったため、今後の拠点といたく本申請に及ぶものです。 北側崖からは十分に距離を取り、農道内給水管より給水し、排水は浄化槽を設置し、道路脇排水パイプを経由して幸田池下流幸田川に排水します。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員は、欠席ですので、私が説明します。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
河瀬利文委員	先程の案件と関係がありますか。
事 務 局	先程の案件は、この転用の進入路として使うものです。
福田康彦委員	農地への進入路にもなるのか。先月の案件では農地のままだったが、どうなりますか。
事 務 局	両方への進入路になりますが、店舗への進入路のためには、転用が必要になります。先月の案件は、3条申請で農地としての進入路です。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第6 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、2件を議題とします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	1 件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は6 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地〇〇さんです。借人は、〇〇番地、〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、樹園地、面積 2, 045 m²外 1 筆、計 2, 717 m²です。 栽培品目は、デコポン、甘平、愛媛果試 28 号で、期間は、令和 5 年 10 月公告日から令和 15 年 9 月 30 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおり、引き続いて耕作するそうです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、賃貸借権の設定で、継続の案件です。地図は7 頁をご覧ください。 貸人は、〇〇番地〇〇さんです。借人は、〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は、〇〇番、現況地目、樹園地、面積 4, 375 m²です。 栽培品目は、キウイフルーツで、期間は、令和 5 年 10 月公告日から令和 7 年 9 月 30 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	〇〇さんが以前から借り受けていたもので、引き続いて使うそうです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、10月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 14時10分 閉会
--	--

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____